

障害者権利条約をどういかすか 批准の意味とこれからの課題



奈良教育大学 玉村公二彦

「私たち抜きで、私たちのことを決めないで (Nothing about Us without Us)」ということばは、自分の生き方を他者に委ねることなく、自らの権利を、すべての人の権利と結んで、引き渡すことなく実現していくことを意味しています。

■障害者権利条約に込められた想い

2006年12月国連総会で採択された障害者権利条約は、世界各国の様々な取り組みを呼び起こしています。その一つとして、国連児童基金(ユニセフ)の子ども版障害者権利条約解説の試みがあります。ユニセフは、世界各地で暮らす障害のある子どもたちや青年の想いを伝える絵や詩を募り、その冊子に掲載しています。その中には、次のようなイギ

リスのコラリーさん14歳の「I have no legs」という詩があります。

足がなくなったって
大地を感じられるから
目が見えなくなったって
雲の流れがわかるから
耳が聞こえなくなったって
あなたの声は届いてるから
わかるでしょ
あなたと同じわたしのこと

わかるでしょ
わたしと同じあなたのこと
わかるでしょ
同じ世界で私達は生きてるってこと

条約や法律というと私たちの生活からは離れた存在と思ってしまうがちですが、この詩に示された障害のある人たちの想いや思いを力にして、国と国との約束として結実したものが障害者権利条約です。また、だからこそ、条約の全体から障害のある人たちの権利



「STOP! 精神科病院棟転換型居住系施設!」6・26緊急集会に3,200人が参加。障害者権利条約(「他の人との平等」と19条「どこに、誰と住むのかを選択する機会を有する。特定の生活施設で生活する義務を負わない」)を守れと訴えた。

とその実現の道筋をかみ砕いて吸収しつつ、みんなのものにすることが大切だと思います。

■障害者権利条約批准の意味

障害者権利条約の国会承認は、2013年11月19日、衆議院本会議において認められ、12月4日に参議院本会議で承認されました。

日本政府は、2014年1月20日、国連に批准書を寄託し、障害者権利条約を批准した日となりました。141カ国目の批准国でした。ついで、2月19日、この条約は、日本の国内においても発効することとなりました。

障害者権利条約の批准は、日本政府が、国と国との約束として障害者の権利についての国際的な合意事項を守ることを確約するものです。障害のある人の権利の実現に関してわが国がどのような実現の仕方をするのが国際的に注目されるということです。今後は、締約国として、その権利に関する報告を行い、その報告はNGOなどによる現状のパラレルレポートなどとともに、国連の障害者権利委員会によって権利保障の状況や条約の履行状況のモニタリングがおこなわれ、改善勧告などが出されることとなります。

また、一般に国内的な条約の位置づけと意義として、国際条約自体が批准されれば、憲法と一般法との間に位置して基本法や個別法の改善・修正を求める役割をもつものとなります。常に権利条約に照らして障害者法制や施策が点検されることとなります。この点で、日本の障害者法体系や施策にとっても重要な意味をもっているといわなければなりません。

せん。

■権利条約をどう生かす — 権利条約の成立と批准の 過程からの学びと権利の実質化

○譲り渡すことのできない権利と権利の総合的な実現

障害者権利条約は、大きく区分けしてみると次の条項によって構成されています。

- ① 目的・定義・一般的原则などの総論的条項
- ② 女性、子どもといった特定のものに関する条項
- ③ 障害のある人の自由と自己決定などの自由権に関する条項
- ④ アクセシビリティやモビリティといった移動や社会参加へのバリアの除去に関する条項
- ⑤ 教育、健康、リハビリテーション、労働、社会保障及び十分な生活水準などの社会権に関する条項
- ⑥ 社会活動・政治参加、文化的な活動・レクリエーションへの参加に関する条項
- ⑦ 国内的国際的モニタリングのメカニズムに関する条項

この条約は、これまで国際的に合意されてきた権利を、全て障害のある人もひとしく享受することを約束するものとしています。すなわち、居住や言論の自由といった社会活動の自由をはじめとする市民的・政治的・文化的な生活、人たるにふさわしい生活の確保といった経済的・社会的権利の双方を、障害のあ

る人たちの現状に即して実現することを内容としています。特に、基本的な権利を障害のある人に保障していくための「アクセシビリティ」「モビリティ」などの規定、「合理的配慮」「差別是正措置」「特別措置」などは実質的に新たな人権の実現のための手続きとなるものであり、それによって新しい人権の地平を開く意味をもっています。これら総体は、国際平和年に提唱された「発達への権利」として、共同し連帯して持続的に発展する社会を創造するための権利を展望するものでもあります。

○より高い水準での実質化への不断の努力
「私たち抜きで、私たちのことを決めないで」

振り返ってみれば、2007年9月28日、日本政府は署名として批准の意志を明確にしています。2008年5月3日に障害者権利条約が国際的に発効した後、2009年3月、当時の麻生内閣は、日本はすでに条約を批准すべき要件が備わっていると、国会での批准承認を行おうとしました。障害者制度改革なしに権利条約を批准することに対して、障害者団体から強い批判が出されました。低水準での批准ではなく、障害者権利条約批准に対応する障害者法制度の整備・検討が必要だという声が強く出されたわけです。それによって、障害者基本法の改正、障害者総合支援法そして障害者差別解消法の成立など一定の法制度の改善が進められました。しかし、まだ十分ではありません。

障害のある人の権利は、実質化され、実現

されてこそ意味があります。障害のある人たちが、社会の主人公としての主権者となるよう、あらためてその発達が、制限から発達へ、より一層の自由へという道筋に位置づき、社会的発達保障の体系に受けとめられているかが問われています。私たちの社会を障害のある人の権利を実現する社会にしていこうような障害者施策の実現と実行を国と自治体にもとめてゆくことが求められています。障害者権利条約の成立の過程で、合い言葉となった「私たち抜きで、私たちのことを決めないで (Nothing about Us without Us)」ということばは、自分の生き方を他者に委ねることなく、自らの権利を、すべての人の権利と結んで、引き渡すことなく実現していくことを意味しています。わたしたちの現状を分析し、社会への参画を確実にする白書づくり、条約づくりなど、社会の創造の主体として、目や耳を研ぎ澄ませ、手と手をつないで、不断の努力を行っていきましょう。

■これからの課題

—障害者権利委員会への報告の重要性とポストミレニアム発展目標

国連では、障害者権利委員会が設置され、批准各国報告の審議などがなされ、締約国会議においても情報交換が定期的に行われています。障害者権利条約の第35条では、「各締約国は、この条約に基づく義務を履行するたためにとつた措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告を、この条約が自国について効力を生じた後二年以内

に国際連合事務総長を通じて委員会に提出する」として、報告の義務を課しています。日本政府も、2016年2月までに報告を行う義務があります。

折しも、2016年は、ミレニアム発展目標の次のステージが開かれる年にあたります。障害者権利条約は、すべての人びとの発達と社会の持続可能な発展の一翼を担うものでもあります。「他のものとの平等」という原理によって構成された障害者権利条約は、すべての人の権利の実現があつてこそ、障害のある人の権利も実現されること、そしてその逆もあることを示しています。「暮らし」学び「労働」が、障害のある人も含めたすべての人に、人間的で、手ごたえのあるものとなっているか。障害のある人の働きやすさ、学びやすさ、生きやすさの追求は、一般の人たちの生きづらさや劣悪な労働・競争的な教育環境などの改善にとつても貴重なものを提起することになると思われます。

障害のある人たちは、輝くものをもって、それをより輝かせていくことが発達保障です。「Think Globally Act Locally (地球規模で考え、地域と生活に根ざし足元から行動する)」といわれるように、持続可能な社会の創造と社会の形成者として、国際的な動向に学びつつ、障害のある人たちと関係者が、「わたしたちのできることを」を出しあって、障害者権利条約をテキストとして、想像力を発揮し創造の主体となる取り組みを工夫しましょう。(たまむら くにひこ)